

仲間がいるから笑顔がある。 「夜勤協定」がなければ働けない。

夜勤協定の内容

(1) 三交替・複数月8日の夜勤協定(1968年11月30日締結)

[覚書]夜勤看護体制については、人事院の判定を尊重し、かつ本会の経営事情ならびに看護要員の充足状況の現実を考慮した上、改善計画を以下のとおり定めてその実現に努める。

- ①夜勤日数は一人月平均8日以内とする。
- ②夜勤体制は、各看護単位における入院患者の症状ならびに病床数を考慮して改善する。

病棟配置看護師基準数

病棟区分		配置数				病棟区分		配置数			
夜勤人員	夜勤人員	師長	最低人員	予備率≒10%	合計	夜勤人員	夜勤人員	師長	最低人員	予備率≒10%	合計
2.0人夜勤	月8日	1	16	1	18	4.0人夜勤	月8日	1	31	3	35
2.5人夜勤	〃	1	20	2	23	4.5人夜勤	〃	1	35	3	39
3.0人夜勤	〃	1	24	2	27	5.0人夜勤	〃	1	39	3	43
3.5人夜勤	〃	1	28	2	31						

(2) 二交替に関する協定

- ①夜勤回数……一人 月4回
- ②勤務時間……《日勤》8:30～17:00 《夜勤》16:30～9:00
- ③仮眠及び休憩時間……210分(休憩60分を含む)
休憩60分の内30分は仮眠時間に加えて継続取得できる。
- ④導入職場……介護老人保健施設・療養病棟・
精神科認知症病棟・回復期リハ病棟

看護委員会が勤務表点検

看護委員会は毎月勤務表点検を行い、夜勤協定が守られるようにしています。



勤務表点検チェックポイント

- (1) 夜勤協定の遵守
 - ①8日夜勤は守られているか。
 - ②配置数は協定どおり確保されているか。
 - ③長期病欠者(1カ月以上)の代替は確保されているか。
- (2) 夜勤間隔は3日以上であり、深夜・準夜の組み合わせが守られているか。
- (3) 勤務と勤務の間隔は、少なくとも12時間の休息が確保されているか。
- (4) 1カ月に2連休2回が組まれているか。(3連休は1回とみなす)
- (5) 休日の間隔は1週間に1回あるか。(連続日勤は6日まで、半日が入る場合は8日目の休日となってもよい)

ら 安 心 し て 働 け る。